

○福津市人権擁護に関する条例

平成17年1月24日

条例第86号

すべての国民は、「基本的人権を享有し、法の下での平等」を保障している日本国憲法及び「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、尊厳と権利について平等である」とした世界人権宣言を基本理念とし、人権尊重意識の高揚に努めてきた。

しかしながら、今日、最も深刻にして重大な社会問題である部落差別をはじめ、障害者、女性、いじめ等あらゆる差別により今なお人間の尊厳が侵されている。

このため、市民一人ひとりが人権意識の高揚を図り、基本的人権が尊重される差別のない明るいまちづくりを進め、もって、すべての市民が安心して暮らせる「差別のない明るく住みよい福津市」を実現するため、たゆまぬ努力を行うことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、部落差別をはじめ、障害者、女性、いじめ等あらゆる差別(以下「あらゆる差別」という。)をなくし市民一人ひとりの参加による「人権擁護のまち」の建設を目指し、もって差別のない明るく住みよい福津市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、あらゆる差別をなくすための施策に協力し、自らも人権侵害に関する行為をしないように努めるものとする。

(市の施策の推進)

第4条 市は、基本的人権を擁護し、あらゆる差別をなくすために国及び県と協力して、必要な施策の推進に努めるものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第5条 市は、市民の人権意識の普及高揚を図るため、関係機関等と協力し、充実した人権教育を推進するとともに、あらゆる機会をとらえて啓発活動を行い、人権擁護の社会づくりに努めるものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年1月24日から施行する。